

# 「地方公務員の給料表等に関する専門家会合」とりまとめの概要

## I 背景、趣旨

### 1 背景、趣旨

- 多くの地方公共団体では、国の俸給表と同じ給料表が用いられてきたが、近年、地域における民間給与水準を適切に反映させる観点から、国の俸給表構造を用いつつ、水準について独自の調整を行う取組が見られる。
- 独自の給料表について、その基本的な考え方や具体的方法を整理する必要がある。

## II とりまとめの概要

### 1 独自水準の給料表

- ・ 既に一部の人事委員会においては、国の俸給月額に①一定率を乗じる、②一定額を加減する、③若年層に傾斜配分する、といった方法による独自の水準調整を行った給料表を勧告。近年、公務員の給与についても、職務給原則を徹底する観点から、給与カーブのフラット化が指向されていること等を考慮し、このような調整を行う手法が合理的。

## 2 独自構造の給料表

- ・ 現在、政令市を中心に採用されている独自構造の給料表は、一職一級制に近いものとなっている一方、各級の号給数が多い、最高額と最低額の幅が大きい、級間の重なりが大きい、といった面がある。
- ・ 独自構造の給料表を用いた場合も、ラスパイレス指数により、給与水準全体の比較は可能であるが、役職間・世代間の配分の比較は困難。
- ・ 独自構造の給料表を用いる場合には、国よりも職務給原則を徹底したものである等、運用面を含めた合理性について十分な説明責任を果たすことが必要。

## 3 その他

- ・ 公民比較は給料（本給）と諸手当をあわせて行われているものであるが、全体として公民均衡が図られている場合でも、公務としての近似性・類似性を考慮すれば、諸手当が国と異なることについては、住民の理解と納得を十分に得ることが必要。
- ・ 人事委員会を設置していない市町村においては、都道府県人事委員会の調査結果を参考とすることが合理的。都道府県が独自水準の給料表を用いている場合には、基本的には、同様に水準調整を行った給料表を用いるべき。
- ・ 国との均衡も考慮しつつ、引き続き、人事委員会勧告の内容や改定後の給与制度・水準について、情報開示を徹底し、十分な説明責任を果たすべき。

### Ⅲ 地方公務員の給料表等に関する専門家会合の概要

検討経過 平成21年7月～平成22年2月に計6回開催

#### 構成員

(座長) 稲 継 裕 昭 早稲田大学大学院公共経営研究科教授

(委員) 出 雲 明 子 東海大学政治経済学部専任講師

清 水 啓 敏 奈良県人事委員会事務局次長

鈴 木 一 光 仙台市人事委員会事務局審査給与課長

藤 田 征 夫 日本賃金研究センター主任アドバイザー (敬称略、五十音順)